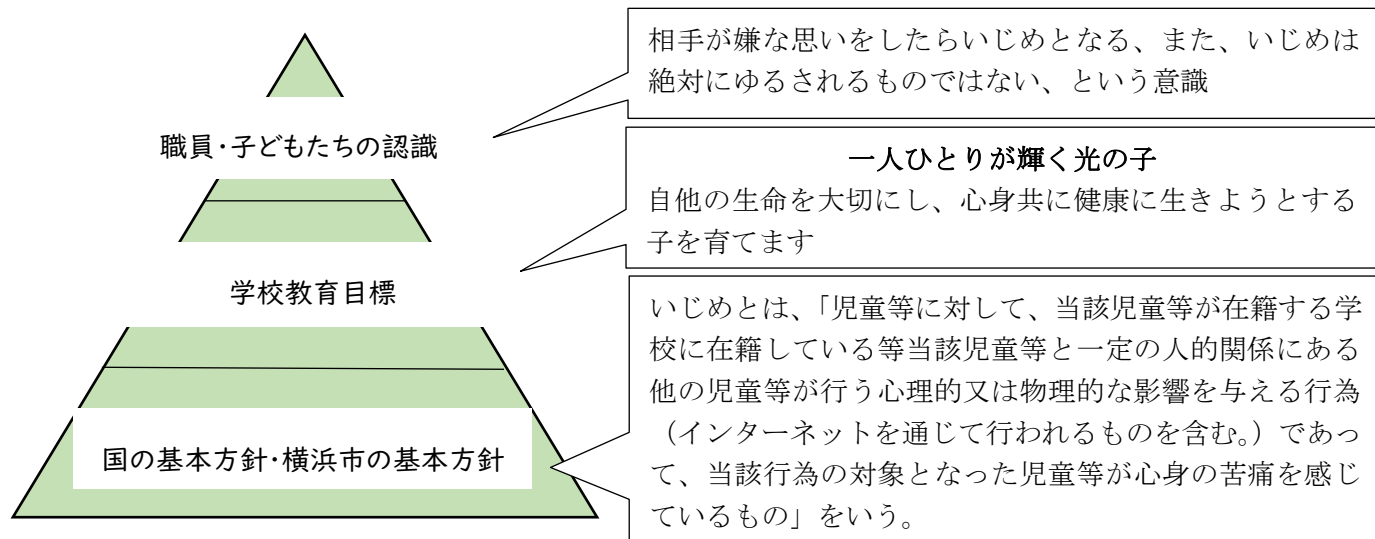


横浜市立東台小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月

改定日 令和5年 3月

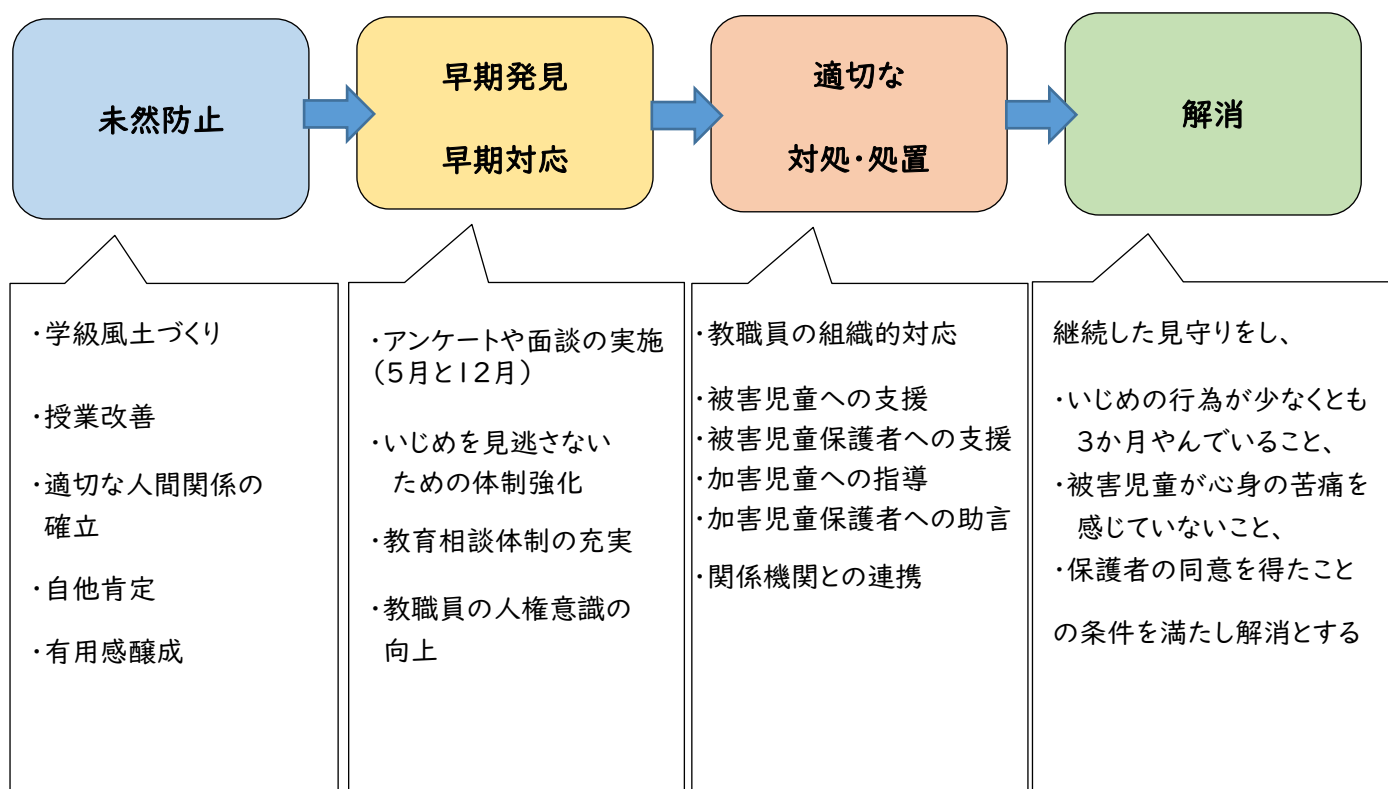
1. いじめ防止に向けた学校の考え方



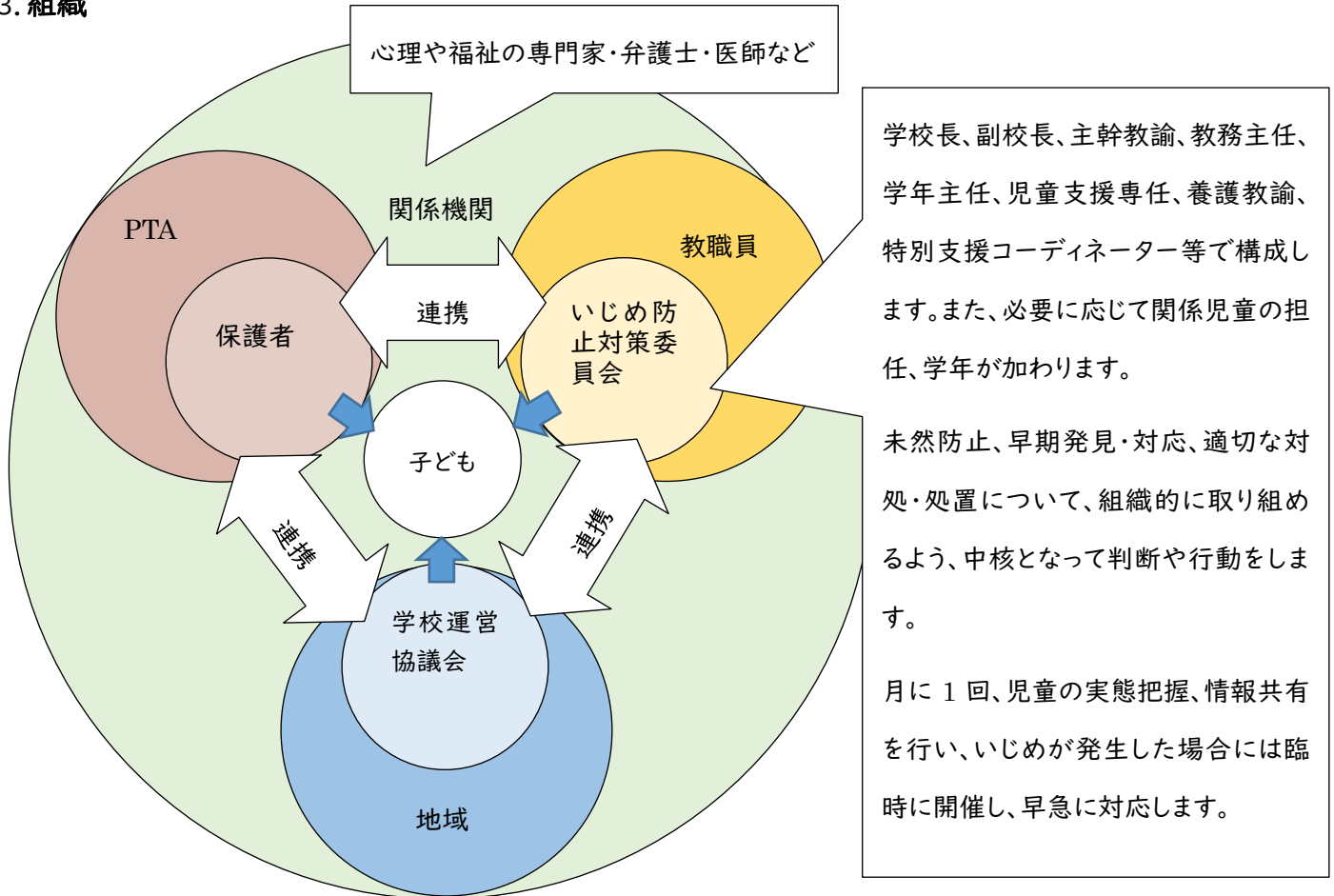
いじめは、子どもの健全な成長を阻害する要因となるだけに留まらず、子どもの将来に深刻な影響を及ぼすものです。

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる人権侵害であることを意識し、全職員でチーム力を生かし、人権尊重の醸成と人間性豊かな児童の育成に努めます。

2. 組織的な取組



3. 組織



4. 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

(1) 報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告します。

(2) 調査・報告

学校は、「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点におき、客観的な事実関係を「調査」します。調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会の指示がある場合は、その指示のもと対処していきます。

(3) 児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を、関係者の個人情報や他の児童に配慮し、報告します。